

国際教養大学自己評価委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則第 2 条第 3 項の規定に基づく国際教養大学自己評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検及び評価の基本方針並びに実施基準の策定に関する事。
- (2) 自己点検及び評価の実施に関する事。
- (3) 自己点検及び評価に関する報告書の作成並びに公表に関する事。

(自己点検及び評価事項)

第 3 条 前条第 2 号の自己点検及び評価の実施は、次に掲げる項目について行う。

- (1) 大学の理念及び目的に関する事。
- (2) 教育研究上の組織に関する事。
- (3) 教育活動に関する事
- (4) 研究活動に関する事。
- (5) ファカルティ／スタッフ・ディベロップメント (FD/SD) に関する事
- (6) 学生の受入れに関する事。
- (7) 学生支援に関する事。
- (8) 卒業後及び修了後の進路に関する事
- (9) 施設・設備等に関する事。
- (10) 国際交流に関する事。
- (11) 管理運営・財務に関する事。
- (12) 社会連携・社会貢献に関する事。
- (13) 内部質保証に関する事。
- (14) その他委員会において必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 学長
- (2) 教育研究上の重要な組織の長に関する規程第 2 条に定める者
- (3) その他学長が指名する教職員

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることが出来る。

(分科会及び専門委員会)

第7条 委員会に専門的事項を審議させるため、必要に応じて分科会あるいは専門委員会を置くことができる。

2 前項の分科会及び専門委員会（以下「分科会等」という。）の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 第7条第2項の規定は、分科会等に準用する。

4 前各号に定めるもののほか、分科会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局企画課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。